

新湾岸道路整備促進期成同盟会

通常総会 次第

令和8年5月8日（金）
午後4時00分～
ロイヤルパインズホテル千葉
3階「平安」

1. 開 会

2. あいさつ

3. 来賓祝辞

4. 議 事

第1号議案	令和7年度	事業報告並びに決算報告について
第2号議案	令和8年度	事業計画(案)並びに予算(案)について
要望文採択		

5. そ の 他

6. 閉 会

通 常 総 会 議 案

令 和 8 年 5 月 8 日

(ロイヤルパインズホテル千葉)

新湾岸道路整備促進期成同盟会

総 会 次 第

1. 開 会
2. あ い さ つ
3. 来 賓 祝 辞
4. 議 事
- 第1号議案
- 第2号議案
5. そ の 他
6. 閉 会

令和7年度事業報告並びに決算報告について

令和8年度事業計画（案）並びに予算（案）について

第 1 号 議 案

令和 7 年度事業報告並びに決算報告について

自 令和 7 年 4 月 1 日

至 令和 8 年 3 月 3 1 日

令和7年度新湾岸道路整備促進期成同盟会 事業報告書

令和7年5月 9日	令和7年度新湾岸道路整備促進期成同盟会の通常総会を開催し、令和6年度事業報告並びに決算報告と令和7年度事業計画（案）並びに予算（案）について議決（千葉市：ロイヤルパインズホテル千葉）
5月13日	全国道路利用者会議第77回定時総会に出席（東京都：砂防会館別館） 総会終了後、県選出国會議員へ要望活動
5月14日	道路整備促進期成同盟会全国協議会第46回通常総会及び「命と暮らしを守る道づくり全国大会」に出席（東京都：砂防会館別館） 大会終了後、県選出国會議員へ要望活動
5月15日	令和7年度一般国道464号北千葉道路建設促進期成同盟会通常総会に出席（千葉市：ホテルプラザ菜の花）
5月20日	令和7年度東関東自動車道館山線建設促進期成同盟会通常総会に出席（千葉市：ロイヤルパインズホテル千葉）
5月26日	令和7年度東京湾環状道路並びに関連道路建設促進期成同盟通常総会に出席（千葉市：TKPガーデンシティ千葉）
5月27日	令和7年度首都圏中央連絡自動車道建設促進期成同盟会通常総会に出席（千葉市：ホテル ザ・マンハッタン）
7月22日	令和7年度道路整備促進期成同盟会千葉県連合協議会通常総会に出席（千葉市：京成ホテルミラマーレ）
7月22日	令和7年度千葉県道路整備促進協議会通常総会に出席（千葉市：京成ホテルミラマーレ）
8月25日	首都圏中央連絡自動車道建設促進県民会議2025年度総会・県民大会に出席（千葉市：ホテルニューオータニ幕張）
8月28日	成田空港「第2の開港」を支える広域道路ネットワークの充実強化に関する要望活動を実施
9月2日	道路整備促進期成同盟会全国協議会・全国道路利用者会議共催令和8年度道路関係予算概算要求概要説明会に出席（東京都：都道府県会館）
10月23日	全国道路利用者会議第75回全国大会に出席（福井県：福井商工会議所）
11月5日	全国道路利用者会議・道路整備促進期成同盟会全国協議会・全国高速道路建設協議会・全国街路事業促進協議会の4者共催「安全・安心の道づくりを求める全国大会」に出席（東京都：砂防会館別館） 大会終了後、県選出国會議員へ要望活動
11月25日	成田空港「第2の開港」を支える広域道路ネットワークの早期実現に関する要望活動を実施
令和8年2月20日	道路整備促進期成同盟会全国協議会・全国道路利用者会議共催令和8年度道路関係予算概要説明会に出席（東京都：都道府県会館）

令和 7 年 度 収 支 決 算

収 入	(単位：円)			
科 目	予 算 額 (A)	決 算 額 (B)	比 較 (B - A)	備 考
1. 会 費	975,000	975,000	0	
会 費	975,000	975,000	0	県・6市
2. 諸 収 入	51	2,029	1,978	
諸 収 入	51	2,029	1,978	預金利息
3. 繰 越 金	996,949	996,949	0	
前年度繰越金	996,949	996,949	0	
計	1,972,000	1,973,978	1,978	

支 出

(単位：円)

科 目	予 算 額 (A)	決 算 額 (B)	比 較 (A-B)	備 考
1. 事 業 費	959,000	50,004	908,996	
事 業 費	959,000	50,004	908,996	要望書用上質紙購入代・道全協だより 広告料等
2. 会 議 費	800,000	442,090	357,910	
会 議 費	800,000	442,090	357,910	通常総会経費
3. 負 担 金	54,000	54,000	0	
負 担 金	54,000	54,000	0	道路整備促進期成同盟会 千葉県連合協議会会費
4. 事 務 費	159,000	128,194	30,806	
事 務 費	159,000	128,194	30,806	非常勤職員報酬等
計	1,972,000	674,288	1,297,712	

収入決算額

1,973,978 円

支出決算額

674,288 円

差引残高

1,299,690 円 (令和8年度へ繰越)

会 計 監 査 報 告 書

今般、令和7年度新湾岸道路整備促進期成同盟会の決算について慎重に監査したところ、帳簿・証拠書類の整理、会費の収入等がいずれも適正に処理され、妥当なものであることを認めます。

令和8年4月14日

新湾岸道路整備促進期成同盟会

会 長 千葉県知事 熊 谷 俊 人 様

監 事

船橋市長 松 戸 徹

監査報告書の原本には、監事の署名・捺印をいただいておりますが、議案書では印字に代えております。

会 計 監 査 報 告 書

今般、令和7年度新湾岸道路整備促進期成同盟会の決算について慎重に監査したところ、帳簿・証拠書類の整理、会費の収入等がいずれも適正に処理され、妥当なものであることを認めます。

令和8年4月24日

新湾岸道路整備促進期成同盟会

会 長 千葉県知事 熊 谷 俊 人 様

監 事

市川市長 田 中 甲

監査報告書の原本には、監事の署名・捺印をいただいておりますが、議案書では印字に代えております。

第 2 号 議 案

令和 8 年度事業計画（案）並びに予算（案）について

令和 8 年度事業計画（案）

新たな時代に向けて、湾岸地域のポテンシャルを十分発揮させ、我が国の国際競争力の強化や首都圏の生産性の向上、湾岸地域の更なる活性化とともに、千葉県三番瀬再生計画との整合性を図り、地域の生活環境に配慮した新湾岸道路の早期実現を図るため次の事業を行う。

1. 新湾岸道路の早期実現のため、政府・国会等への要望活動
2. 新湾岸道路に関連する幹線道路の一体的な整備の促進
3. その他本会の目的達成に必要な事業

令和 8 年 度 収 支 予 算 (案)

収 入	(単位：円)			
科 目	本年度予算額 (A)	前年度予算額 (B)	比較 (A - B)	備 考
1. 会 費	975,000	975,000	0	
会 費	975,000	975,000	0	県・6市
2. 諸 収 入	310	51	259	
諸 収 入	310	51	259	預金利息
3. 繰 越 金	1,299,690	996,949	302,741	
前年度繰越金	1,299,690	996,949	302,741	
計	2,275,000	1,972,000	303,000	

支 出

(単位：円)

科 目	本年度予算額 (A)	前年度予算額 (B)	比較 (A - B)	備 考
1. 事業費	1,212,000	959,000	253,000	
事業費	1,212,000	959,000	253,000	
2. 会議費	800,000	800,000	0	
会議費	800,000	800,000	0	
3. 負担金	54,000	54,000	0	
負担金	54,000	54,000	0	
4. 事務費	209,000	159,000	50,000	
事務費	209,000	159,000	50,000	
計	2,275,000	1,972,000	303,000	

令和 8 年 度 会 員 及 び 会 費 (案)

(単位：円)

会 員 名	金 額	備 考
千 葉 県	450,000	
千 葉 市	225,000	
市 川 市	60,000	
船 橋 市	60,000	
習 志 野 市	60,000	
市 原 市	60,000	
浦 安 市	60,000	
計	975,000	

新湾岸道路整備促進期成同盟会規約

新湾岸道路整備促進期成同盟会規約

(名 称)

第1条 本会は、新湾岸道路整備促進期成同盟会と称する。

(目 的)

第2条 本会は、新たな時代に向けて、湾岸地域のポテンシャルを十分発揮させ、我が国の国際競争力の強化や首都圏の生産性の向上、湾岸地域の更なる活性化とともに、千葉県三番瀬再生計画との整合性を図り、地域の生活環境に配慮した新湾岸道路の早期実現を目指すことを目的とする。

(事 業)

第3条 本会は、第2条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 新湾岸道路の早期実現のため、政府・国会等への要望活動
- (2) 新湾岸道路に関連する幹線道路の一体的な整備の促進
- (3) その他目的達成に必要な事業

(組 織)

第4条 本会は、千葉県、関係市その他本会の目的に賛助する者をもって組織する。

(役 員)

第5条 本会に次の役員を置く。

- (1) 会 長 1 名
- (2) 副会長 若干名
- (3) 理 事 若干名
- (4) 監 事 2 名

(役員を選任)

第6条 本会の会長は知事とし、副会長は会長が指名し、総会の承認を得るものとする。

- 2 理事及び監事は、総会において選出する。

(役員任期)

第7条 役員任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 その職をもって選任された者の任期は、前任者の残任期間とする。

(役員職務)

第8条 会長は、本会を代表し、会務を総理する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

3 副会長に事故あるときは、理事の中からあらかじめ会長が指名した者が、その職務を代理する。

4 監事は、本会の会計を監査し、総会に報告する。

(顧問・参与)

第9条 本会に顧問及び参与を置くことができる。

2 顧問及び参与は、本会の目的達成に必要な助言等を行う。

3 顧問及び参与は、会長が委嘱する。

(総会)

第10条 本会は、通常総会を年1回開催し、会長が必要と認めた場合には、臨時総会を開催することができる。

2 総会は、会長が議長となり、次の事項を審議決定する。

(1) 規約の制定及び改正に関すること。

(2) 予算及び決算に関すること。

(3) 役員を選任に関すること。

(4) 事業計画及び報告に関すること。

(5) その他会長が必要と認めること。

3 総会の議決は、会員の過半数をもって賛否を決する。

賛否同数のときは、議長の決するところによる。

4 会長が第2項に掲げる事項について提案した場合において、会員の過半数が、書面により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の総会の議決があったものとみなす。

(幹事会)

第11条 本会に幹事会を置くことができる。

2 幹事会は、会長が任命または委嘱する幹事若干名をもって構成する。

3 幹事会は、会長が招集し、会運営に関する事項の協議及び実務を行う。

(事務局)

第12条 本会の事務を処理するため、千葉県県土整備部道路計画課に事務局を置く。

2 事務局には、事務局長及び書記若干名を置く。

3 事務局長及び書記は会長が任命し、会の庶務を取り扱う。

(経費)

第13条 本会の経費は、県、関係市の負担金及びその他の収入をもってあてる。

(会計年度)

第14条 本会の会計年度は、毎年4月1日から始まり翌年3月31日に終わる。

(その他)

第15条 この規約に定めるもののほか、運営にあたって必要な事項は会長が定める。

附 則

1 この規約は、令和5年5月26日から施行する。

2 令和5年度における本会の会計年度は、第14条の規定にかかわらず、令和5年5月26日から令和6年3月31日までとする。

新湾岸道路の整備促進に関する要望書（案）

東京都と千葉県を結ぶ湾岸地域では、都心方面と千葉県を行き交う人・モノの流れが集中し、広範囲にわたり慢性的な交通渋滞が発生している。

特に、本県の湾岸地域は、国際拠点の千葉港をはじめ、首都圏の経済活動を支える重要な拠点を有しており、今後も港湾機能の強化や物流施設の立地等の開発計画に伴う交通需要の増大が見込まれている。

昨年 11 月に取りまとめられた「新しい成田空港を支える高規格道路ネットワーク構築の基本方針」において、現状、「第 2 の開港」を迎える成田空港にアクセスする高規格道路は東関東自動車道のみであり、リダンダンシーを欠くとともに、通過経路となる京葉道路や国道 3 5 7 号を含め、千葉県の湾岸地域では、慢性的な渋滞が地域の社会経済活動に損失を与え、生産性を著しく損ねている等の課題が整理され、これらの課題に対応する、新湾岸道路の早期整備の必要性が位置づけられた。また、圏央道の開通等により、複数経路が選択できるネットワークが形成される中、料金水準の整理・統一を進めることにより、経路にかかわらず円滑なアクセスを確保することの重要性が示された。

こうした状況を踏まえ、広範囲にわたる慢性的な交通混雑を解消し、本県のポテンシャルを十分に発揮させ、湾岸地域の更なる活性化や防災力の強化を図るほか、我が国の国際競争力の強化や、首都圏の生産性向上のため、国道 3 5 7 号の渋滞対策や（仮称）検見川・真砂スマートインターチェンジ事業を進めるとともに、新湾岸道路の計画の早期具体化が必要である。

令和 6 年 8 月に設置された有識者委員会において、概略ルート・構造の検討が開始され、令和 7 年 7 月から 1 0 月にかけて、県及び沿線市は国とともに 2 回目のパネル展及びオープンハウスなどを行い、地域の皆さまや関係機関などへの情報発信や意見聴取を行う双方向のコミュニケーション活動を実施したところである。

つきましては、新湾岸道路の計画が早期具体化されるよう、次のとおり要望する。

記

- 一 外環高谷ジャンクション周辺から蘇我インターチェンジ周辺ならびに市原インターチェンジ周辺までの湾岸部において、多車線の自動車専用道路として、早期に計画の具体化を図ること。
- 一 計画の具体化を図るにあたり、県・沿線市は、地域の理解が深まるよう、市民とのコミュニケーション活動に協力して、積極的に役割を果たしていくので、有識者委員会における助言等を踏まえ、概略ルートや構造の検討を進めること。
- 一 湾岸部の都県間についても検討を行い、計画を具体化すること。
- 一 ルートや構造の検討にあたっては、千葉県三番瀬再生計画との整合性を図るとともに、地域の生活環境に配慮した計画とすること。
- 一 令和8年度の圏央道（大栄～松尾横芝）の開通等により、複数経路が選択できるネットワークが形成される中、料金水準の整理・統一を進めることにより、経路にかかわらず円滑なアクセスを確保することの重要性が示されているが、その実施に当たっては、急激な負担増に留意し、段階的な移行を図るとともに、その収入を含めた有料道路事業を活用することにより、新たなネットワークの整備促進を図ること。
- 一 国道357号の渋滞対策の推進及び（仮称）検見川・真砂スマートインターチェンジ事業の促進を図ること。
- 一 防災・減災、国土強靱化の取組みの加速化・深化を図り、国土強靱化実施中期計画に基づき確実に事業を実施できるよう、危機管理投資による強い経済の実現の観点も踏まえ、必要な予算を通常予算とは別枠で満額確保すること。
- 一 激甚化・頻発化する大規模自然災害の脅威・危機に即応するための地方整備局等の体制の充実・強化や災害対応に必要な資機材の更なる確保に取り組むこと。
- 一 計画的かつ長期安定的な道路整備・管理が進められるよう、新たな財源の創設等により、令和9年度道路関係予算は、資材価格等の高騰、近年の建設業における人件費の上昇等の影響を十分に踏まえ、必要な予算を満額確保すること。